

飛驒牛販売指定店認定要領

1. 目的

飛驒牛の銘柄を確立し、消費者の食生活の向上と消費拡大を図ることを目的とする。

2. 名称

目的を達成するために認定する店舗の名称は「飛驒牛販売指定店」（以下「指定店」という。）という。

3. 指定資格

指定店の資格は飛驒牛銘柄推進協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同するもので、次の要件の1つを満たした者とする。

- 1) 飛驒牛の販売に係る精肉店で飛驒牛（5等級）を年間5頭以上販売する店舗。
- 2) 飛驒牛の販売に係る加工及び卸売業者で飛驒牛（5等級）を年間5頭以上販売する店舗。
- 3) 上記2の業者より飛驒牛（5等級）の部分肉を仕入れる店舗で、おおむね年間5頭以上の飛驒牛を販売する店舗。

4. 指定店の取り消し

次の事項に該当する場合に指定店の取り消しをし、指定店銘板（ケヤキ板）、認定証、指定店用資材等を関係荷受会社等を通じ、協議会に返却するものとする。

- 1) 指定資格要件が満たされない場合
- 2) 食品表示法、または不当景品類及び不当表示防止法違反等、その他飛驒牛指定店のイメージを失墜させるような故意による悪質な法令違反が判明した場合
- 3) 必要経費納入をしなかった場合
- 4) その他協議会の目的に違反した場合
- 5) 指定の解除申請があった場合

5. 指定店の標示

指定店は、協議会が作成する認定証を店内に標示すると共にポスター、パンフレット、シール等による広報宣伝を実施するものとする。

6. 指定の申請と認定

指定資格（販売頭数は1月から12月までの荷受会社等からの購入頭数とする。）を満たし指定店になろうとする店舗は、別紙指定店申請書（様式1号-(1)、様式1号-(2)）により年2回（8月末、2月末）関係荷受会社等を通じ申請することとし、協議会は幹事会の中の専門部会である認定部会にて審査（年2回：9月、3月）を行い、指定資格を満たす場合は会長に具申し、会長が認定（9月審査：10月1日認定、3月審査：4月1日認定）する。この際に指定店になろうとする店舗は、別途定める誓約書を提出するものとする。

認定された店舗には協議会より指定店銘板、認定証、指定店用資材等を関係荷受会社等を通じ配布する。

7. 登録料

新規に指定店として認められた店舗は、登録料（初年度のみ）及び初年度経費を

10月1日認定の場合は10月末、4月1日認定の場合は4月末までに、関係荷受会社等を通じ、協議会に納入するものとする。

登録料 30,000円

初年度経費 20,000円

8. 会計

1) 登録料は、協議会の預り金とし、指定店の取り消しの場合には、登録料のみ返金する。

2) 年度経費は、協議会の販売宣伝等に充てる。(販売宣伝等の予算は、年度当初の協議会総会において決定する。)

9. 指定店の適用期間

指定店の適用期間については、指定資格を満たしており、年度経費を2月末までに関係荷受会社等を通じ、協議会へ納入していれば、指定店から指定店解除申請書(様式2号)が提出されない限り、毎年度継続指定とする。

協議会は、年度経費の納入が確認できしだい、次年度(4月～3月)の指定店認定証を発行し、関係荷受会社等を通じ指定店用資材と併せて配布する。

年度経費 10,000円

10. その他

1) 飛騨牛の仕入先(精肉店、加工及び卸売業者)が変更となった場合は、指定店解除申請書(様式2号)と、変更後の仕入先からの指定店申請書(様式1号-(1)、様式1号-(2))を関係荷受会社等を通じ提出する。

2) 販売指定店に認定されている者で、新たに直営店舗(販売店又は料理店)を開店する時に、次の2つの要件を満たしている場合は、開店日に併せて指定店認定ができるものとする。(認定部会員による書面認定による)

ア. 別紙指定店申請書(様式1号-(1)、様式1号-(2))が開店日の3週間前までに、関係荷受会社等を通じ事務局へ提出されていること。

イ. 現在、認定されている販売指定店において、新たに開店する直営店舗分を含めた飛騨牛(5等級)が販売されていることが確認できること。

3) この要領に定めのない事項については、協議会にて定める。

附則

平成 元年 7月 3日 施行する。

平成21年 7月17日 一部改正

平成23年11月17日 一部改正

平成25年 8月 2日 一部改正

平成28年 1月22日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正

平成30年 7月 3日 一部改正

令和 3年 7月28日 一部改正